

第1回 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会会議録	
日 時	平成27年12月18日(金)9時30分～11時30分
開催場所	戸塚区役所8階 中会議室3
出席者	選定委員：石井 利明、落合 清子、高村 美智子、田辺 由美子、中瀬 明德、西尾 敦史、鷺見 悦子(50音順) 事務局：林 昭宏(福祉保健センター担当部長)、嘉代 哲也(福祉保健課長) 林 正隆(福祉保健課事業企画担当係長)、小林 満(福祉保健課) 田中 芳晴(福祉保健課)
欠席者	新井 敏行委員
開催形態	公開(傍聴者0人) ※公募要項に関する審議事項については非公開。
議 題	1 委員長選出について 2 会議の公開・非公開について 3 公募要項の内容について 4 評価基準項目について
決定事項	1 委員の互選により西尾委員が委員長に選出されました。委員長の指名により石井委員が職務代理者に選任されました。 2 「公募要項の内容の検討」「指定管理者の選定に関する審査」については非公開としました。面接審査(ヒアリング)については原則公開としますが、後続面接者が先行面接者の情報を得て面接が有利にならないように(先行面接の傍聴を行うことにより、後続面接者の面接が有利にならないように)配慮することとしました。 3 公募要項・応募関係書類・選定スケジュールについて決定しました。 4 評価基準項目、採点方法、最低基準の扱い等について決定しました。
議 事	1 挨拶 2 選定委員自己紹介、委員長の選出、職務代理者の選出、事務局の紹介等を行いました。 3 指定管理者公募の概要説明 事務局から、選定委員・選定委員会の役割、設置する施設の概要説明、指定管理者選定の日程などについて選定委員にご説明し、質疑応答を行いました。 4 審議事項 (1) 施設概要等について (事務局)平成19年度からは、横浜市ではデイサービス部門の整備は原則廃止となっているため、横浜市深谷俣野地域ケアプラザについては、通所介護部門を持たない施設となる。 (委員)包括エリアの設定についてだが高齢者人口として従来のエリアがだいたい半分に分かれるということか? (事務局)想定する横浜市原宿地域ケアプラザの包括エリアと横浜市深谷俣野地域

ケアプラザの包括エリアの全体人口比は1.3対1.0になるが、65歳以上高齢者人口の比率で比べるとおよそ1.1対1.0になる見込みだ。

(2)会議の公開・非公開について

(事務局) 原則公開ですが、本日傍聴者はありません。また委員会の決定により一部を非公開にすることができます。

前回の選定委員会では公募要項の内容や指定管理者の選定に関する審査項目、優先交渉権者（指定候補者）の決定等について非公開でした。面接については公開でした。

(委員) 面接についての公開は？

(事務局) 今回複数法人の応募が考えられますが、その場合後続面接者が先行面接者の情報を得られないように工夫する必要があります。

その方法として、

(1)先行面接者の傍聴者を受け付ける際に後続者の関係者かどうかをチェックして傍聴を認める方法や、

(2)先行面接者の傍聴者が後続面接者に接触できないように工夫する方法などが考えられる。

(委員) [(1)については] どこまでを「関係者」とするのか、判断するのが難しい。

(委員) 後続者に情報が伝わることで、(選定の評価に) 大きな影響があるとは思われない。

要は我々委員が面接者をどのように判断するのかにかかっている。

面接しても答え(印象)は1つではない(委員によって判断が異なる)のだから、プレゼンテーションで評価を大きく変えるかどうか・・・。

(委員) 後続者が先行者の情報を得ていたら委員へも影響があると考えられる。

(先の面接で委員から) どんな質問があり、どのように答えたのかは後続面接者のプレゼンテーションの参考になると思われる。

(委員) 面接が1日で終われば良いが2日間に渡れば傍聴者の拘束も難しいのでは。

(委員) その日の午前中に面接を終えればかたったら情報が伝わる影響は少ないと考える。また書類審査の内容も重要だ。

(委員) 後続面接者は先行面接者の直接傍聴者にはなれないという認識で良いか？

(委員) それは当然できないと考える。

(委員) 面接自体を非公開にすることは可能か？

(事務局) 可能だが、非公開にする理由が必要だ。

(委員) 密室ではなくオープンに審査を行うということか？

(事務局) そうです。

(委員) 応募者が多ければ後続面接者への情報の伝わりが問題になるが、少ない応募者なら、(次々に面接を行うので、先行面接者と選定委員のやりと

りが後続面接者に伝わる影響は) 少ないと考える。

(委員) 現実的な方法としては「面接については、先行する法人の面接の情報が、傍聴人を通じて後続面接者に伝わらないように工夫して公開にする。」のが妥当と思われる。

(事務局) 傍聴者がいる場合、後続者に伝えられようにする旨を予め傍聴人に御案内するようする。

具体的には1度面接を傍聴した場合、途中退席を認めないようにしたり、携帯電話の電源をお切りいただくようにご案内することを検討する。

(委員) その他の公開・非公開の考え方については、事務局提示資料を採用することで良いか。

(委員一同) 了承。

(2)公募要項の内容・選定日程について

公募要項の内容、選定の日程案に基づいて実施することが了承された。

(委員) 人件費の職員不在期間返還規定があるが風邪などで休んだ場合でも指定管理料を返還をするのか。

(事務局) (欠員が生じないと) 返還の対象にならない。交通事故等で休業した場合も同様に返還の対象とはならない。

(委員) 常勤とはどのような勤務形態をいうのか?

(事務局) 労働基準法に則ったものと考えられますが調査します。

(委員) 地域ケアプラザ職員の「常勤」とは週40時間以上勤務か? 32時間以上勤務を指すのか?

(事務局) 正確な情報を入手し、次回委員会で提示します。

(委員) 兼務はいけないということか?

(事務局) はい。職員の兼務は認められておりません。

*その後の調査により常勤とは、「正規または非正規職員で週32時間以上労働を行い、当該法人の就業規則等により『常勤』とする者のことをいう。非常勤職員は該当しない。」ということが判明しました。

(委員) 今回は通所介護部門を併設しない施設ということか。

(事務局) 通所介護部門は(民間事業者による)併設も行いません。

(委員) 通所介護事業についての評価項目もないということで良いか?

(事務局) はい通所介護事業についての評価項目はありません。

(委員) 横浜市深谷俣野地域ケアプラザの特別避難場所としての受け入れ人数は何人か?

(事務局) 実際に供用を開始した後、指定管理者と横浜市で協議して決めていきます。

(事務局) 面接審査の時間配分についてはいかがいたしましょうか？

前回(平成26年度)は面接10分、プレゼンテーション10分、採点記入10分というサイクルを繰り返して各法人の面接を行いました。面接10分では短いという委員の方々のご意見が多くありました。今回は、面接25分、プレゼンテーション10分、採点記入10分という方式も考えられます。

(委員) 平成26年度の倍以上の(プレゼンテーション)時間は長い。

(委員) 15分、20分、25分で検討してみたい。

(委員) プレゼンテーションの方法も問題。

プレゼンテーションの手段を問わないということか？

(前年度の選定委員会では、応募者のパワーポイントの使用を了承しています。)

事前にいただいている応募書類に基づいて質問したいということもある。

(事務局) 平成26年度は「運営ビジョン」を中心に話していただき結果的に幅広いプレゼンテーションが行われた。

(委員) プレゼンテーションを委員側がどのように評価するかによる。

(委員) どのようなプレゼンテーションが行われても、自分で判断して採点していきたい。

(委員) 25分は長い。パワーポイントで華やかなプレゼンテーションをされると本質が見抜けなくなる。公募要項に基づくプレゼンテーションをして欲しい。

(委員) 公募要項の内容と違うプレゼンテーションが行われても、それらも含めて両方評価していけば良い。

(委員) 時間はどうか？プレゼンテーションは15分ほどが良い。質疑は10分だと短いかもしれない。

(委員) プレゼンテーションと質疑をまとめた時間配分でも良い。また今回新設のため応募法人の実績を判断するわけではない。ある程度判断する材料、指標がないと難しい。

(委員) 今まで運営経験のある法人が有利になるのか？

(事務局) 応募法人にプレゼンテーションの時間を案内する必要がある。

(プレゼンテーションと質疑時間はまとめられません。)

(委員) 10分でも15分でも与えられた時間内でプレゼンテーションをすることが大切だ。

(委員) それでは、(プレゼンテーション)15分、(質疑応答)15分以内、(採点記入)10分はいかが？

(委員一同) 賛成。

(委員) 最低審査基準についてはいかがでしょうか？前回60%以上で合格にしましたが？

	<p>(委員一同) 60%で賛成。</p> <p>【評価基準について】</p> <p>(委員長) 新規参入の場合もあるので、3 (職員配置・育成) (1) 職員の確保、配置の確保に「所長」も入れておくと良いのでは。</p> <p>(事務局) 3 (1) の「審査の視点」を修正します。</p> <p>(委員) 他に地域からの要請はありますか。</p> <p>(事務局) 駐車場の台数等は市の基準を満たしていますが、よりアクセスしやすくして欲しいという要請はあります。</p> <p>そのため評価基準上加点できるような原案です。</p> <p>(委員) こういう視点は重要。他の地域ケアプラザでも活かせるかもしれない。</p> <p>(委員) お年寄りには車を利用せず、バスを利用することが多い。それらも含めて良いアイデアがあれば良い。</p> <p>(委員) では1運営ビジョンを25点にし、7その他施設利用者の利便性を10点に修正してはいかがか？今回新規施設という事も考慮し新評価基準で行うということではいかがか？</p> <p>(委員) 了承。</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・横浜市地域ケアプラザ条例 ・横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱 ・横浜市戸塚区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 ・わたしたちの地域ケアプラザ ・会議の公開・非公開の考え方 ・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ指定管理者公募要項案 ・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ関連資料 ・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類 ・横浜市深谷俣野地域ケアプラザ完成予想図 <p>2 特記事項</p> <p>今回は、2月下旬～3月初旬に開催予定。開催場所は、後日お知らせする。</p>